

[別紙]

様式1

事業報告書

(自 令和3年10月 1日 至 令和 4年 9月30日)

1 医療法人の概要

(1) 名称 医療法人 梶田医院

- ① 財団 社団 (出資持分なし 出資持分あり)
- ② 社会医療法人 特別医療法人 特定医療法人
 出資額限度法人 その他
- ③ 基金制度採用 基金制度不採用

注)①から③のそれぞれの項目(③は社団のみ。)について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。(会計年度内に変更があった場合は変更後。)

(2) 事務所の所在地 長崎県佐世保市南風崎町 133 番地 2

注)複数の事務所を有する場合は、主たる事務所と従たる事務所を記載すること。

(3) 設立認可年月日 平成 3年11月25日

(4) 設立登記年月日 平成 3年11月30日

(5) 役員

	氏名	備考
理事長	梶田 悟	医療法人 梶田医院・介護療養型老人保健施設 管理者
理事	梶田 直子	
同	梶田 清貴	
同	梶田 実里	
監事	斉藤 依里	

注)1. 社会医療法人、特別医療法人及び特定医療法人以外の医療法人は、記載しなくても差し支えないこと。

2. 理事の備考欄に、当該医療法人の開設する病院、診療所又は介護老人保健施設(医療法第42条の指定管理者として管理する病院等を含む。)の管理者であることを記載すること。(医療法第47条第1項参照)

3. 評議員の備考欄に、評議員の選任理由を記載すること。(医療法第49条の4参照)

2 事業の概要

(1) 本来業務(開設する病院、診療所又は介護老人保健施設(医療法第42条の指定管理者として管理する病院等を含む。)の業務)

種類	施設の名称	開設場所	許可病床数
診療所	医療法人梶田医院	長崎県佐世保市南風崎町 133 番地 2	一般病床 0床
介護医療院	介護医療院みのりの里	〃	入所定員 18名

- 注) 1. 地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者として管理する施設については、その旨を施設の名称の下に【 】書で記載すること。
2. 療養病床に介護保険適用病床がある場合は、医療保険適用病床と介護保険適用病床のそれぞれについて内訳を【 】書で記載すること。
3. 介護老人保健施設の許可病床数の欄は、入所定員及び通所定員を記載すること。

(2) 附帯業務(医療法人が行う医療法第42条各号に掲げる業務)

種類又は事業名	実施場所	備考
認知症対応型共同生活介護事業	長崎県佐世保市南風崎町 119 番地 4	グループホームみのりの里
〃	長崎県佐世保市長畑町 450 番地 1	グループホームみのりの里
〃	長崎県佐世保市長畑町 507 番地 1	グループホームみのりの里
通所介護事業	長崎県佐世保市長畑町 450 番地 1	デイサービスみのりの里
〃	長崎県佐世保市田の浦町5番地 41	デイサービス大塔
居宅介護支援事業	長崎県佐世保市長畑町 450 番地 1	みのりの里
小規模多機能型居宅介護事業	長崎県佐世保市小佐々町黒石 579 番地	こさざ
〃	長崎県佐世保市有福町 90 番地 6	有福
サービス付き高齢者向け住宅事業	長崎県佐世保市田の浦町5番地 41	大塔ホーム
〃	長崎県佐世保市有福町 90 番地 6	有福ホーム
〃	長崎県佐世保市長畑町 455 番地 1	みのりの里
有料老人ホーム事業	長崎県佐世保市田の浦町5番地 41	大塔
特定施設入居者生活介護事業	長崎県佐世保市田の浦町5番地 41	大塔

注) 地方公共団体から委託を受けて管理する施設については、その旨を施設の名称の下に【 】書で記載すること。

(3) 収益業務(社会医療法人又は特別医療法人が行うことができる業務)

種類	実施場所	備考
なし		

(4) 当該会計年度内に社員総会又は評議員会で議決又は同意した事項

令和3年11月29日 令和2年度決算の決定

令和4年 9月 6日 令和4年度の事業計画及び収支予算の決定

注) 以下については、病院又は介護老人保健施設を開設する医療法人が記載し、診療所のみを開設する医療法人は記載しなくても差し支えないこと。

(5) 当該会計年度内に開設(許可を含む)した主要な施設

介護医療院みのりの里

(6) 当該会計年度内に他の法律、通知等において指定された内容

なし

(7) その他

様式 3-2

法人名 医療法人 梶田医院
 所在地 長崎県南風崎町133番地2

※医療法人整理番号

貸借対照表
 (令和4年9月30日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
I 流動資産	607,778	I 流動負債	78,437
II 固定資産	1,478,308	II 固定負債	81,855
1 有形固定資産	796,947	(うち医療機関債)	
2 無形固定資産	14,655	負債合計	160,292
3 その他の資産	666,706	純資産の部	
(うち保有医療機関債)	(0)	科 目	金 額
		I 出 資 金	10,000
		II 積 立 金	1,915,793
		III 評価・換算差額等	
		純資産合計	1,925,793
資産合計	2,086,085	負債・純資産合計	2,086,085

(注) 経過措置医療法人は、純資産の部の基金の科目の代わりに出資金とするとともに、代替基金の科目を削除すること。

様式 4 - 2

法人名 医療法人 梶田医院
 所在地 長崎県南風崎町 1 3 3 番地 2

※医療法人整理番号

損 益 計 算 書
 (自 令和3年10月1日 至 令和4年9月30日)

(単位：千円)

科 目	金 額
I 事業損益	
A 本来業務事業損益	
1 事業収益	245,859
2 事業費用	210,877
本来業務事業利益	34,983
B 附帯業務事業損益	
1 事業収益	644,715
2 事業費用	552,980
附帯業務事業利益	91,735
事業利益	126,718
II 事業外収益	18,871
III 事業外費用	1,366
経常利益	144,223
IV 特別利益	7,793
V 特別損失	0
税引前当期純利益	152,016
法人税等	46,064
当期純利益	105,951

- (注) 1. 利益がマイナスとなる場合には、「利益」を「損失」と表示すること。
 2. 表中の科目について、不要な科目は削除しても差し支えないこと。

様式2

法人名 医療法人 梶田医院

※医療法人整理番号

所在地 長崎県南風崎町133番地2

財 産 目 録

(令和4年9月30日現在)

1. 資 産 額	2,086,085 千円
2. 負 債 額	160,292 千円
3. 純 資 産 額	1,925,793 千円

(内 訳)

(単位：千円)

区 分	金 額
A 流 動 資 産	607,778
B 固 定 資 産	1,478,308
C 資 産 合 計 (A+B)	2,086,085
D 負 債 合 計	160,292
E 純 資 産 (C-D)	1,925,793

(注) 財産目録の価額は、貸借対照表の価額と一致すること。

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。

土 地 (□ 法人所有 □ 賃借 ■ 部分的に法人所有(部分的に賃借))

建 物 (□ 法人所有 □ 賃借 ■ 部分的に法人所有(部分的に賃借))

法人名 医療法人 梶田医院
所在地 長崎県南風崎町133番地2

関係事業者との取引の状況に関する報告書

(1) 法人である関係事業者

種類	名称	所在地	総資産額 (千円)	事業の内容	関係事業者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
役員 の近親者 が代表 者である 法人	有限会社 コアコーポ	長崎県南 風崎町13 3番地1	423,437	不動産 の賃貸	不動産 の賃貸	資金の 借入	249	長期 貸付金	1,296
役員 の近親者 が代表 者である 法人	有限会社 コアコーポ	長崎県南 風崎町13 3番地1	423,437	不動産 の賃貸	不動産 の賃貸	貸付金 利息	8	未収 入金	1,534

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

1. 当法人理事梶田直子が代表取締役である法人。
2. 不動産の賃貸料は近隣相場を参考に決定している。

(2) 個人である関係事業者

種類	氏名	職業	関係事業者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
役員	梶田 悟	医師	理事長	貸付金 返済	7,751	短期 貸付金	18,591
役員	梶田 悟	医師	理事長	貸付金 利息	131	未収 入金	1,401

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

様式5

監事監査報告書

医療法人 梶田医院
理事長 梶田 悟 殿

私は、医療法人 梶田医院の令和3年会計年度（令和3年10月1日から令和4年9月30日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私は、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書の監査を実施しました。

記

監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

令和 4年11月28日

医療法人 梶田医院

監事

齊藤 依里